

管理者誓約書【6.通所介護事業所用】※介護予防通所介護事業所用は別様式です。
・新規指定、変更(管理者の交代)の場合に提出してください。

指定通所介護事業所管理者誓約書

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)第105条の規定に従い、運営に関する基準を遵守し、当該指定事業所の管理者の責務を適正に果たすことを誓います。

平成 年 月 日

事業者名(開設法人名)

事業所名

管理者氏名

印

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日 厚生省令第37号)】
(準用)

第105条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第32条から第38条まで及び第52条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条中「29条」とあるのは「第100条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第32条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(管理者の責務) (注) 下線部分は準用に伴う読替え

第52条 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者にこの節(※)の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

※ 第4節 運営に関する基準(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の第96条から第105条まで)を指します。